

別 添

日本銀行が保有する株式の処分の指針策定のための助言・調査業務の受託者の選定にかかる公募の件

2006年11月10日  
日 本 銀 行  
金 融 機 構 局

日本銀行では、「株式買入等基本要領」(2002年10月11日政策委員会決定)に基づいて買入れた株式について、同要領の定めにしたがって、2007年10月以降、処分を開始することとしています。

その処分の指針の策定に向けた検討を行うにあたり、参考とするため、証券会社または外国証券会社に助言・調査業務を委託することとし、その受託者を選定するため、以下のとおり一般競争入札を行うこととします。

1. 入札に参加できる者

次に掲げる条件を全て満たすと認められる者。

(1)	証券取引法の規定に基づき登録を受けている証券会社または外国証券業者に関する法律の規定に基づき登録を受けている外国証券会社であること。
(2)	2006年9月30日時点において、証券取引法令の定めるところにより算出される自己資本規制比率が200%以上であること。
(3)	2006年3月31日時点において、株式の顧客預かり資産残高の金額が2兆円以上であること。
(4)	2006年3月31日を最終日とする1年間において、日本企業の株式の公募・売出しの主幹事件数が3件以上であること。
(5)	2006年3月31日を最終日とする1年間において、株式売買高(自己分と委託分との合計)の金額が20兆円以上であること。
(6)	2006年4月1日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと(行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らして、日本銀行が、審査の結果、本件入札にかかる業務を受託させることが不相当でないと認めた場合を除く)。
(7)	本件入札にかかる業務を円滑かつ適正に処理できる体制が整っていると認められること。

( 8 )	入札説明会に参加して入札説明書の交付を受け、かつ、日本銀行の資格審査を受けて入札参加資格確認済証の交付を受けていること。
-------	--

## 2. 委託する業務の内容

次の業務を証券会社または外国証券会社に委託する。

### ( 1 ) 業務内容

証券取引および証券市場に関する事項、その他証券会社または外国証券会社が専門的知見を有し、日本銀行が保有する株式の処分の指針を策定するにあたって必要と認める事項に関する助言・調査業務

処分の指針の立案・企画を求めるものではなく、日本銀行自らが処分の指針を策定するにあたって必要と考える事項について、助言・調査を求めるものです。

日本銀行が保有する株式の個別銘柄に関する情報は受託者に一切開示いたしません。また、受託者には機密保持義務を課し、厳格な情報管理体制の下で、本件の業務を遂行していただきます。

### ( 2 ) 契約期間

2006年12月6日(5.(2)に定める開札期日)以降の落札者との間で別途定める日から2ヶ月間

## 3. 入札に付する事項

2.(1)の業務に対する2.(2)の期間にかかる報酬額

## 4. 入札参加資格の審査、入札説明会

### ( 1 ) 第一次資格審査

本件入札への参加を希望する者に対して、1.(1)~(6)に定める入札参加資格の審査を行う。

入札参加希望者は、入札参加資格第一次審査申請書兼同審査資料(別紙)に所定の事項を記載した上、2006年11月16日までに下記の審査担当宛に配達記録が残る方法により郵送し(提出期日までに必着のこと。郵便事情による遅延等の事情は一切斟酌しない)または、同担当まで持参して提出すること(持参する場合の受付時間は日本銀行営業日の10時00分~17時00分)。

日本銀行は、審査の上、第一次資格審査合格者に合格通知書および入札説明会案内書を、不合格者に不合格通知書を交付する。

( 2 ) 入札説明会

第一次資格審査合格者に対して入札説明会（2006年11月21日10時00分。場所等の詳細は入札説明会案内書に記載して通知する）を行い、入札説明書を交付する。

( 3 ) 第二次資格審査

入札説明会参加者に対して、1.(7)に定める入札参加資格の審査を行う。

第二次資格審査の方法は入札説明書に記載する。

日本銀行は、審査の上、第二次資格審査合格者に入札参加資格確認済証を、不合格者に不合格通知書を交付する。

< 審査担当 >

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融機構局信用政策企画担当 正木、あべ松

5 . 入札書の提出・開札の日時、場所

( 1 ) 入札書の提出

日時：2006年12月6日 13時30分(受付開始)～14時00分(提出締切)

場所：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行本店金融機構局会議室

( 2 ) 開札

日時：2006年12月6日 14時00分

場所：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行本店金融機構局会議室

6 . 入札書の作成方法、入札の手続等

入札書の作成方法、入札の無効その他の入札の手続等については入札説明書に記載するところによる。

7 . 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が別に定める予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格が、日本銀行が別に定める価格を下回った場合には、その者が契約を適正に履行できるかどうかを調査し、調査の結果によっては、他の入札参加者を落札者とする可能性がある。

8 . その他

日本銀行は、適宜の方法により落札者名を公表する。

以 上

< 本件に関する照会先 >

日本銀行金融機構局信用政策企画担当 正木 (03-3277-1338)

あべ松 (03-3277-2032)

(別紙)

日本銀行が保有する株式の処分の指針策定のための助言・調査業務の受託者の選定にかかる入札参加資格第一次審査申請書兼同審査資料

\_\_\_\_\_(注1)は、日本銀行が保有する株式の処分の指針策定のための助言・調査業務の受託者となることを希望し、入札参加資格審査(第一次)を申請するとともに、以下のとおり、自己資本規制比率等を報告します。

なお、日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料等を速やかに提出します。

1. 自己資本規制比率(注2)

	自己資本規制比率
2006年9月30日時点	%

(注3)

2. 株式の顧客預かり資産残高

	残高
2006年3月31日時点	円

3. 日本企業の株式の公募・売出しの主幹事件数(注4)

	件数
2005年4月1日～2006年3月31日	件

4. 株式売買高(自己分と委託分との合計)

	売買高
2005年4月1日～2006年3月31日	円

5. 行政処分

(1) 2006年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実(注5)

有	無
---	---

( 2 ) 行政処分の概要 ( 注 6 )

--

6 . 連絡先 ( 注 7 )

住 所 ( 〒 - )

担当部署名

担当者氏名

担当者電話番号

2006 年 月 日

( 証券会社・外国証券会社名 )

( 役職名・代表者名 ) \_\_\_\_\_ ( 注 8 ) 印 ( 注 9 )

日本銀行金融機構局長 殿

- (注1) 会社名を記載してください。
- (注2) 自己資本規制比率は単体ベースで小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。
- (注3) 2006年9月30日時点の自己資本規制比率算出以降、本資料提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部若しくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部若しくは一部の譲受け、他の法人への事業の一部の譲渡しがあつた場合には、その旨を明記してください。
- その場合、2006年9月30日時点の自己資本規制比率とともに「当該合併等を反映した直近の時点の実績値」を報告してください(算出時点を明記のこと)。
- (注4) 別表に、公募・売出しの年月日、公募・売出しをした株式の発行企業名、当該株式が上場されている市場、公募・売出し株式数、公募・売出し価格の総額を記載してください。
- (注5) 有・無のいずれかに 印を付けてください。
- (注6) 5.(1)で有に 印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。
- (注7) 第一次資格審査に合格した場合には、入札説明会のご案内をさせていただきます。その際のご案内の送付先を記載してください。
- (注8) 代表者の記名捺印または署名をお願いします。
- (注9) 日本銀行と当座預金取引がある場合には、証券会社・外国証券会社名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行業務局(支店業務課)に届出済のものを使用してください。日本銀行と当座預金取引がない場合には、商業登記簿謄本および使用する印章にかかる印鑑証明書を併せて提出してください。

